

HR management

現行版

労働基準法は、正社員・アルバイトなどの名称を
問わずすべての労働者に適応されるルールです。

労働基準法の基礎知識



本書の全部又は一部の複写・複製・転訳載および磁器又は光記録媒体への入力等の一切を禁じます。

© HR management Inc.

HR management

INDEX

労働条件の明示 p.3

賃金 p.4

労働時間・休日 p.5

休憩 p.6

割増賃金 p.7

年次有給休暇 p.8

解雇・退職 p.9

就業規則・その他の関係法令 p.10

企業の対応ポイント p.11

会社概要 p.12

お問い合わせ p.13

© HR management Inc.

労働条件の明示

HR management

必ず明示しなければならないこと

1. 労働契約の期間に関すること
2. 就業の場所及び従事すべき業務に関すること（雇入れ直後の就業場所・業務内容）
3. 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関すること
4. 賃金の決定・計算・支払の方法、締切日 支払時期・昇給に関すること
5. 退職に関すること（解雇の事由含む）
6. 就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲に関すること



書面（または電子メール等）での明示が義務付けられています。
有期契約労働者には更新基準の明示も必要です。

定めをした場合に明示しなければならないこと

1. 退職手当に関すること
2. 臨時に支払われる賃金・賞与等に関すること
3. 食費、作業用品等の負担に関すること
4. 安全及び衛生に関すること
5. 職業訓練に関すること
6. 災害補償及び業務外の傷病扶助に関すること
7. 表彰及び制裁に関すること
8. 休職に関すること

© HR management Inc.

賃金

HR management

賃金は通貨で、直接労働者に、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。

（労働基準法第24条）

賃金支払の5原則

1	2	3	4	5
通貨払い	直接払い	全額払い	毎月1回以上払い	一定期日払い
通貨（現金）で支払うこと	労働者本人に直接支払うこと	賃金の全額を支払うこと	毎月1回以上支払うこと	一定の期日を定めて支払う
小切手・現物支給は原則禁止	代理人への支払いは不可	一部控除は法令・協定の場合のみ可	1ヶ月を超える期間での支払いは不可	月末・25日等の特定日

支払い方法の例外

- 労働者の同意がある場合は銀行振込可
- 法令・労使協定による控除は例外として認められる

賃金の支払いに違反した場合、
30万円以下の罰金が科せられることがあります。

© HR management Inc.

労働時間・休日

労働時間の上限

1日
8時間
以下

＋

1週
40時間
以下

休日の規定

少なくとも**1週間に1日**、または**4週に4日以上**の
休日を与えなければなりません。（労働基準法第35条）

常時10人未満の商業・映画演劇業・保健衛生業
接客娯楽業は、1週44時間まで認められています。

時間外労働・休日労働（36協定）

36協定を締結することで、時間外労働をさせることができますが、
以下の上限内に収めなければなりません。

原則上限	月45時間・年360時間
特別条項時	年720時間以内
時間外/休日（月）	時間外労働と休日労働の 合計が単月100時間未満
時間外/休日（2～6か月平均）	80時間以内
45時間越え	月45時間超の 時間外労働は年6回まで

上限規制に違反した場合、
6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。

© HR management Inc.

休憩

HR management

1日の労働時間が一定時間を超える場合、労働時間の途中に休憩を与えなければなりません。

（労働基準法第34条）

労働時間が	休憩は
6時間超	45分以上
8時間超	1時間以上

休憩の3原則

① 途中付与：労働時間の途中に与えること　② 一斉付与：原則として一斉に与えること　③ 自由利用：自由に利用させること



手待ち時間（いつでも業務できる状態での待機）は**労働時間に含まれます**。休憩中の業務命令は違法です。

© HR management Inc.

割増賃金

HR management

時間外労働、休日労働、深夜労働（午後10時～午前5時）を行わせた場合には、
割増賃金を支払わなければなりません。（労働基準法第37条）

割増賃金 ＝ 1時間当たりの賃金額× 割増率 × 時間外労働等の時間数

区分	割増率
時間外労働（月60時間以下）	25%以上
時間外労働（月60時間超）	50%以上
休日労働	35%以上
深夜労働（22時～翌5時）	25%以上
時間外＋深夜（月60時間以下）	50%以上（25%+25%）
時間外＋深夜（月60時間超）	75%以上（50%+25%）
休日労働＋深夜	60%以上（35%+25%）

月60時間超の割増率（50%）は**2023年4月1日から中小企業にも適用**されています。

© HR management Inc.

年次有給休暇

雇入れから6ヶ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者には
10日以上の年次有給休暇を付与しなければなりません。（労働基準法第39条）

勤続年数	付与日数
半年	10日
1.5年	11日
2.5年	12日
3.5年	14日
4.5年	16日
5.5年	18日
6.5年	20日

時季指定義務

年10日以上の有給が付与される労働者には、
使用者が**年5日**の有給休暇を時季指定して
取得させなければなりません。

5日の有給休暇を取得させなかった場合、
以下の罰金が科せられます。
パートタイマーにも比例付与されます。

© HR management Inc.

解雇・退職

HR management

解雇の予告

やむを得ず労働者を解雇する場合、**30日以上前に予告**するか、**解雇予告手当（30日分以上の平均賃金）**を支払わなければなりません。（労働基準法第20条）

解雇できない期間

- 業務上の傷病による療養期間中とその後30日間
- 産前産後の休業期間中とその後30日間

退職について

本人からの申し出の後、民法上は**2週間**が経過すれば退職できます。退職金は就業規則・労働契約で定めた場合のみ支払義務が発生します。

解雇が無効となる場合

不当解雇

客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇

差別的解雇

性別・国籍・信条・社会的身分等を理由とした解雇

組合活動を理由とした解雇

正当な組合活動への参加を理由とした解雇

公益通報を理由とした解雇

公益通報（内部告発）を行ったことを理由とした解雇

© HR management Inc.

就業規則・その他の関係法令

HR management

常時10人以上の労働者を使用する場合は、就業規則の作成・届出が義務です。
作成・変更の際は**労働者代表の意見を聴き**、所轄の労働基準監督署に届け出ます。

必ず記載しなければならないこと（絶対的記載事項）

1. 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等
2. 賃金の決定・計算・支払の方法等
3. 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

定めをした場合に記載しなければならないこと（相対的記載事項）

- 退職手当
- 臨時の賃金、最低賃金
- 食費、作業用品等の負担
- 安全及び衛生
- 職業訓練
- 災害補償及び業務外傷病扶助
- 表彰及び制裁
- その他全労働者に適用される事項

その他の関連法令

労働時間の状況把握

タイムカード・PCログ等、客観的な方法で
労働時間の状況を把握しなければなりません。

健康診断

雇入れおよび定期（年1回以上）の
健康診断を実施する義務があります。

労災・雇用保険

業務上・通勤による傷病には労災保険が適用されます。
雇用保険への加入も義務です。

© HR management Inc.

企業の対応ポイント

HR management

労働基準法への対応は、一度整備して終わりではなく、継続的な見直しと運用が重要です。

HRマネジメントでは、法改正対応から就業規則整備、労務管理体制の構築まで一貫してサポートしています。
貴社に必要な対応について、お気軽にご相談ください。

労働時間の状況把握

- 労働条件の明示（書面必須）
- 契約内容と実態の一致確認

在籍中

- 労働時間の適正管理（36協定・残業上限）
- 残業代、有給の適正運用

退職

- 賃金、残業代の精算
- 解雇ルール遵守（予告or手当）

労務コンサル詳細ページ

資料をダウンロードする

© HR management Inc.

会社概要

わたしたちHRマネジメントは、人のことに特化したBPOサービスを提供しています。
必要性を感じながらも実現できなかった人事労務の業務をワンストップで伴走サポートをしております。
本来人事労務というのは、一過性の業務ではありません。
お客様の会社の色に合わせ、定期的にご支援させていただくことによって、お客様との関係性を育みながら、
真のパートナーになることを私たちは目指しています。

会社名	株式会社HRマネジメント
代表取締役	高橋 絵里香
本社住所	東京都豊島区南池袋2-49-7 パークビル9F
資本金	2,000万円
設立年月日	平成30年2月1日
主要事業	人材事業/プラットホーム事業
備考	BOD100%子会社 13-ユ-311297（有料職業紹介事業） (派)13-313752（労働者派遣事業）

沿革

- 2018.02 大手通信会社（東証プライム上場）100%子会社 株式会社 HRマネジメント設立 人事系専門の会社として営業開始
- 2018.03 有料職業紹介事業開始
- 2019.12 株式会社BOD へ株式譲渡 株式会社BOD・ａｌｐｈａと合併
- 2021.07 労働者派遣事業開始
- 2022.07 中小企業向け社内広報プラットフォーム「SHANOIRO（シャノイロ）」をリリース
- 2024.07 大阪支店を開設
- 2025.04 「無料採用力診断」サービスを開始

© HR management Inc.

お問い合わせ

HR management

人事に関するお悩みや、サービスに関する事など、
お電話かメールにてお気軽にお問い合わせ下さい。

担当者より、ご相談に沿った解決案をご提案させていただきます。

03-6863-4941

平日9:00～17:30 土日祝休み

© HR management Inc.

本書の全部又は一部の複写・複製・転訳載および磁器又は光記録媒体への入力等の一切を禁じます。

発行者
株式会社HRマネジメント
〒170-0022
東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル9F

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL：03-6863-4941　受付時間：9:00～17:00（土日祝休み）

© HR management Inc.